

令和5年1月24日

関係各位

一般財団法人日本穀物検定協会

## 行政処分に関するお詫びとお知らせ

弊会は、農林水産省より、不適正な農産物検査等を行ったことにより、令和5年1月24日付けで、外国産農産物検査の品位等検査の業務に関する3か月間の業務停止命令及び改善命令を受けました。

この度このような処分となりましたことを深く受け止め反省するとともに、関係の皆様にご迷惑をおかけいたしますことを心よりお詫び申し上げます。

弊会は役職員全員で、改善策を講じ再発を防止するとともに、コンプライアンスの徹底を図ることで皆様に信頼していただけるように全力で取り組んでまいります。

### 1. 業務停止の内容

#### (1) 業務停止の期間

令和5年2月6日から令和5年5月5日まで（3か月間）

#### (2) 停止する業務

外国産農産物の品位等検査の業務

### 2. 業務停止とならない業務

外国産農産物検査の品位等検査以外の業務は、これまでと同様に取り組んでまいります。